

沖縄県北部医療組合出納事務決裁規程

令和5年4月1日訓令第4号

沖縄県北部医療組合出納事務決裁規程を次のように定める。

沖縄県北部医療組合出納事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(会計管理者決裁事項)

第2条 会計管理者の決裁を受けなければならない事項は、別表に掲げるとおりとする。

(出納室長専決事項)

第3条 出納室長が専決することができる事項は、前条に規定する事項以外の事項とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	決裁事項
会計管理者	1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づき、決算を調製すること。
	2 法第30条第2項の規定に基づき、決算及び同条第1項に定める書類を監査委員の審査に付すこと。
	3 沖縄県北部医療組合財務規則（沖縄県北部医療組合規則第10号。以下「規則」という。）第124条に規定する計理状況の報告について合議を受けること。
	4 規則第38条に規定する不納欠損処分について合議を受けること。
	5 寄附金又は寄附物件（1件100万円以上）の受入れについて合議を受けること。
	6 予算内の支出を行うため、一時の借入れについて合議を受けること。
	7 1件5,000万円以上の支出負担行為について合議を受けること。
	8 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の6第1号から第3号までに掲げる経費以外の経費の概算払について合議を受けること。
	9 令第21条の7第1号、第5号及び第7号に掲げる経費以外の経費の前金払について合議すること。
	10 規則第52条に規定する過年度に属する支出金のうち10万円以上の支出について合議を受けること。
	11 出納取扱金融機関の事務取扱に関する必要な事項を決定し、又は承認すること。
	12 会計管理者の2日以内の旅行を命令し、その復命を受理すること。
	13 上記に掲げるもののほか、会計事務の取扱いに関し異例又は重要なものに関すること。